

プロポーザル実施説明書

東京都北区日本語教室運営業務委託に係る募集要項

1 業務の概要

(1) 件 名

東京都北区日本語教室運営業務委託

(2) 業務目的

北区に在住する外国籍等区民の増加・多国籍化が進む中で、区では、令和7年4月に「北区多文化共生指針」を改定し、だれもが地域の一員として活躍できる「多文化共生のまち 北区」の実現に向けて、「地域日本語教育の充実」等を重点施策に位置付けました。

外国籍等区民は、外国にルーツをもつ特別な人ではなく、地域に定着し、ともに地域を担う生活者です。本業務は、北区在住の外国籍等区民が生活者として必要な日本語能力を身につけ、地域住民と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、日本語学習の機会を提供することを目的にしています。

(3) 選定方式

日本語学習を希望する外国籍等区民が、生活者として必要な日本語を効果的・効率的に学び続けられる環境を整備するため、事業候補者の選定においては、日本語教育プログラムの策定及び日本語教室の運営等の管理体制や専門技術力、多様な機関との連携・協力体制等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定します。

(4) 業務内容

北区在住の外国籍等区民が地域生活に必要な日本語能力を身につけられるよう、北区日本語教室を開催し、日本語学習の機会を提供する。

※ 詳細は、「【別紙1】北区日本語教室運営業務委託仕様書」を参照してください。

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 予定価格

6,527,200円（税込み）

※ この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。提案はこの金額を超えないものとします。なお、最低制限価格は設定しません。

2 プロポーザル参加者に要求される資格

プロポーザル参加者の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としします。なお、各要件は、参加表明書の提出日を基準日とします。また、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選定後、契約締結日までの間において、いずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 物品等における北区での競争入札参加資格を有していること、又は契約までに資格を有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (4) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 「【別紙1】北区日本語教室運営業務委託仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

3 選考スケジュール

No	事項	日程
1	募集要件の公表（北区ホームページ掲載）	令和7年 9月18日（木）
2	参加表明書の提出期限	令和7年10月 2日（木）
3	質問の受付期限	令和7年10月14日（火）
4	質問の回答	令和7年10月16日（木）
5	提案書の提出期限	令和7年10月28日（火）
6	第一次審査（書類審査）の結果通知	令和7年11月25日（火）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年12月中旬予定
8	審査結果の通知	令和7年12月下旬予定

※ 第二次審査以降の日程については、対象者に別途連絡します。

4 提案書の評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

① 第一次審査（書類審査）

東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザル審査委員会において、各プロポーザル参加者から提出された提案書の書類審査を行い、(2)評価基準に基づき評価を行います。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査の結果、委員による採点の合計点数が上位の者に対して、プレゼンテーション審査を行います。第二次審査の結果、委員による採点の合計点数が最も高い者を契約交渉順位第1位として選定します。なお、プロポーザル参

加者が1者のみであった場合でも選定を行い、総合的に判断します。

※ プレゼンテーション審査の詳細については、第一次審査の結果通知時に別途通知します。

(2) 評価基準

評価の項目、ポイント及び配点は、「【別紙2】評価基準」を参照してください。

5 参加表明書の提出方法

(1) 参加表明書の作成様式

① 【様式1】参加表明書

② 【様式2】事業者概要及び業務実績

※ 事業者概要がわかるパンフレット等があれば、提出してください。

※ 業務実績を証明する書類(契約書の写し等)があれば、提出してください。

③ 北区での競争入札参加資格を有している者については、「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し(両面をコピーしたもの)

(2) 記載上の留意事項

各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

(3) 提出期限

令和7年10月2日(木)午後5時まで

(4) 提出方法

メール、郵便又は直接持参してください。

※ メールで提出する場合は、件名を「東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザル参加表明」としてください。また、メール又は郵便で提出する場合は、未達を防ぐため、電話にて受信確認を行ってください。

(5) 提出・問合せ先

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎3階

総務部 総務課 総務係

電 話 03-3908-9308 (直通) 担当 中村・根岸

メール kokusai-ka@city.kita.lg.jp

6 本プロポーザル実施説明書に対する質問の提出方法及び回答方法

(1) 受付期限

令和7年10月14日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

kokusai-ka@city.kita.lg.jpあて、メールしてください(様式は任意)。

※ 件名を「東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザルに関する質問」とし、電話にて受信確認を行ってください。

(3) 回答方法

令和7年10月16日（木）に、すべてのプロポーザル参加者に質問及び回答をメールします。

(4) その他

電話や口頭での質問は、受付しません。

7 提案書の提出方法

(1) 提案書の作成様式

- ① 【様式3】企画提案書表紙
- ② 企画提案書（様式は任意）
- ③ 見積書（様式は任意）

※ 本業務の合計額について、税抜き額、消費税額及び税込み額を記載してください。見積もりにあたっては、仕様書の対象経費等を十分に勘案し、各種印刷費、教材費、会場・附帯設備使用料、人件費等の内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載してください。

- ④ 【様式4】業務責任者、地域日本語教育コーディネーター、講師の経歴及び専任性

(2) 記載上の留意事項

各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。なお、表紙を除いて、②企画提案書は7枚以内で作成してください。また、②企画提案書中には、事業者の名称等が特定できるような記載はしないでください。

(3) 提出期限

令和7年10月28日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

メール、郵便又は直接持参してください。

※ メールで提出する場合は、件名を「東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザル提案書」としてください。また、メール又は郵便で提出する場合は、未達を防ぐため、電話にて受信確認を行ってください。

(5) 提出・問合せ先

5(5)と同じ

8 審査結果の通知

- (1) 東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザル審査委員会で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の提案書の提出者に対して、速やかに書面により通知します。

- (2) (1)の契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、理由を付し書面により速やかに通知します。

- (3) (2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、総務課長に対して説明を求めることができます。

- (4) 総務課長は、(3)により説明を求められたときは、説明を求めることができる

最終日の翌日から起算して１０日（土日祝日を除く。）以内に、書面により回答するものとします。

- (5) (4)による回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができます。

9 その他の留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できません。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しません。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、本件プロポーザル審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合があります。
- (7) 参加表明後に本件プロポーザルの参加を辞退する場合は、「【様式５】参加辞退届」を提出してください。
- (8) 本プロポーザル実施説明書に定めるもののほか、必要な事項については、東京都北区日本語教室運営業務委託プロポーザル審査委員会が定めます。

【担当部署】

北区総務部 総務課 総務係（担当：中村、根岸）

〒１１４－８５０８ 北区王子本町１－１５－２２

北区役所 第一庁舎３階４番

電 話 ０３－３９０８－９３０８

FAX ０３－３９０５－３４２３

メール kokusai-ka@city.kita.lg.jp

（対応日時：月曜日～金曜日、午前８時３０分～午後５時１５分）